

ラムブソン・コミュニティーでも多目的組合育成
— FIDR 助成決定を受けて —

ラムブソンでは、昨年度の簡易水道と校舎建設に続き、組合育成や農林業振興事業に、FIDRの助成を受けることになりました。四方を急斜面に囲まれたコミュニティーでは、植林と果樹栽培などを組み合わせたアグロフォレストリー事業も実施されます。次回、事業の進捗状況を報告させていただきます。(写真は、4月訪問時の住民への事業説明会の様子)



— 「先祖伝来の土地」での違法伐採現場？目撃 —

多目的住民組合育成事業(郵政省国際ボランティア貯金配分金事業)の進捗状況を見るためアトゥモロックを訪ねました。本来なら乾季の4月に入っても雨が続き、一時は住民の協力で車が通れるようにした道も、再びえぐれてぬかるみ、3時間山道を歩きました。マグロ山中腹にさしかかったあたりの山肌に、黄色い伐採、製材作業車両が張り付いているのを見つけました。ここは、国有地であり先住民族の先祖伝来の土地として環境庁から認知された地域のはずで、違法な伐採では?と、倉田さんがしっかり証拠写真を撮ってくれました。同行した分校教師のリダンに確かめると、そこはやはりピラーン族の「先祖伝来の土地Ancestral Domain」で、業者は伐採できないはずとのこと。その後の対応についてはまだ聞いていません。

* * * * *

先住民族の権利について考え、行動する国連の「先住民族の国際10年」の今年は5年目です。

フィリピンでも1997年に先住民族の人権を定めた法律「Indegenous Peoples Rights Act (IPRA)」ができましたが、その合憲性について最高裁で争われてきました。

現地のキリスト教系オピニオン誌「J & P Advocate」の関連記事要旨を紹介します。

合憲性を問題にしたのは、最高裁元判事のクルスや弁護士のコロッパ氏。一方、先住民側は全国の先住民族代表のほか、法律の起草者フレーバー上院議員と1986年憲法草案に関わったベナジェン教授。争点は、法で定める先住民族の権利は、国家の土地や資源に対する所有権と私有地への権利侵害になる恐れありとのクルス氏側の主張に対し、憲法や法律の解釈だけの問題でなく、歴史的事実に関わるもので、国家と国民が、先住民族に対するいわれのない偏見や警戒心を取り除くことが先決との先住民側の反駁。7月には15名の裁判官の大法廷で、公聴会が開かれることになった。(先住民族にとって、唯一頼みとするこの法律を守ることができるよう祈って下さいと、編集責任者Sr. Susanの2月20日付け手紙の追伸にありました。 山崎)

— 結構いける炊き立てのコーンライス —

昨年8月に始まったアトゥモロックの郵政省配分金事業の大幅な遅れの原因が分かりました。人力だけで大きな切り株をいくつも取り除くコーン畑の整地作業に2-3ヶ月かかっていました。高冷地のアトゥモロックは、雨季の長い異常気象も原因して、ようやく収穫期を迎える組合員が大部分でした。

ところでこれらのコーンをどのように消費するのか、ほとんど知らないのに気がつきました。訪問客である私たちに供される主食はたいていお米です。それも多分キロ当たり20^ハソ(約60円)ぐらいの上質米でしょう。しかし、山の主食は芋類やコーンとのこと。低地の町でも、コーンは貧しい家庭の主食だそうです。朝食時のメラニオの家を訪ねて、炊き立てのコーンライスを試食させていただきました。やや粘り気があり結構いけます。ただし、食べられないとおなかを壊すとのこと。白と黄色い粒が混じていました。白いコーンの方が高いそうです。キロ当たり12^ハソ。米はもっとも安い政府標準米で14^ハソ。できればお米を食べたい。しかし、主食コーンの需要は今も大きいようです。帰路、事業の領袖書など書類の入った袋を運んでくれていた子ども達の1人が、川の真ん中で落馬しました。泥水に汚れたレシートをチェックするのは一苦労ですが、これらを添付した事業報告書は、アトゥモロックの現状をより雄弁に語ってくれるかもしれません。(4月26日付でアトゥモロック担当になったFr.Mannyの報告が届きました。ジ'ャ'任は豊作だったが、市場価格が、34^ハソ/kgから10^ハソに下がってしまって住民はがっかりとのこと。)